

## 広報原稿（案）

### 子育てのための12か条チラシの配布について

子どもたちは、育ちの中でさまざまなものを吸収していきます。善いことも、悪いことも、知らず知らずのうちに身につけていきます。「善いことは良い」「悪いことは悪い」と正しく判断し行動できる力は、幼いころから繰り返し言われ続けてきた保護者をはじめとする、家族や周りの人の言葉です。

栗東の子どもたちが園や学校生活で、いじめや問題行動でつらい思いをすることなく、お互いに思いやり、心を寄せ合いながら、楽しく過ごし、学習や学校行事をはじめとするいろいろな取り組みができますよう、栗東市では、『子育てのための12か条』を作成しその実践に取り組んでいます。

そうした中、賛同をいただいています地域諸団体の名称を「栗東市 子育てのための12か条」推進会議と変更し、園、学校、家庭、地域、企業と一体となった取り組みへと押し進めています。

生きていくうえで大切な教養を身に付け、お互いを思いやり、自分を大切に、人を大切に、物を大切にして、学校生活や、家庭生活を過ごせるよう取り組みの充実を図っています。

どうかご家庭におかれましても、お子さんの成長はもちろんのこと、お友だちも一緒に成長できますように声かけや、働きかけをお願いします。

何気ない毎日の繰り返しのうちに全ての基礎があります。周りにいる大人が、ほんの少し意識をし、言葉かけをするだけで、子どもたちは自然と素養を身に付け、意識して取り組んでいきます。

今回配布しました『子育てのための12か条』のチラシは、いつも見えるところに貼っていただき、絶えず意識できるよう働きかけをお願いします。

「栗東市 子育てのための12か条」推進会議事務局  
栗東市教育委員会生涯学習課  
TEL 077-551-0145

# 子育てのための12か条

## ～ 家庭と地域社会の中で ～

家庭教育は、すべての教育の出発点です。子どもたちは、家族との関わりや経験を通して、人として大切にしなければならない基本を学びます。また、子どもたちは、地域社会における様々な体験や人との関わりを通して、社会生活を営むためのルールやマナーなどの社会性を身につけていきます。子どもたちの健やかな成長を願い、子どもに関わるすべての大人が心一つにして、子育てに関わっていきましょう。

### 人との接し方5か条

あいさつは、  
笑顔とともに  
自分から



元気な声で「おはようございます」、「こんにちは」。あいさつは心と心をつなぐ第一歩です。

元気な返事と  
話し言葉



名前を呼ばれたら、「ハイ」としっかり返事をし、「です」「ます」をつけて丁寧に話すことはコミュニケーションの基本です。

「ありがとう」の  
言葉を大切に



「ありがとう」は、人に対する感謝の気持ちです。お互いのぬくもりを感じられる一言です。

物の受け渡しは、  
丁寧に  
言葉を添えて



相手の顔を見て、言葉を添えて、丁寧に物の受け渡しをすることで、思いやりの心が育ちます。

時間を  
守る



時間を守るということは、約束を守るということにつながります。社会のルールを守る基本です。

### 子どもへの接し方4か条

食事は楽しく、  
和やかに



楽しい食事は、子どもの心の栄養です。健やかな子どもの成長のためには、家族団らんは大事なことです。

子どもの話を  
真剣に  
受け止めよう



無表情な受け答えは、子どもを無気に育てます。子どもの顔を見て、にこやかにうなずいたり、相づちを打ったりすることで感受性豊かな子どもに育ちます。

「ごめんなさい」  
で終わらず、  
考えさせよう



なぜ「ごめんなさい」なのか、理由をしっかりと考えさせることが、規範意識を高めることにつながります。

失敗は叱らずに  
励まそう



子どもが失敗したときは、その心を受け止めて「大丈夫」と言って励ましましょう。くじけない強い精神力を養い、がんばれる力を身につけます。

### みんなが大切にしたい3か条

うそを  
つかない子に



自分にうそをつかないことは、自分を大切にすることです。正直になるということが次なる誤りを正していきます。

自分を  
大切に

人に迷惑を  
かけない子に



社会のルールを考えたり他の人への影響を考えたりすることは大切です。正しい判断力を身につけさせましょう。

靴や物を  
整理できる子に



はきものをそろえることは、心をそろえることです。世の中に出て恥をかかせないためにもマナーを身につけさせましょう。

ものを  
大切に

【策定スケジュール】

時 期	内 容	備 考
平成 30 年 4 月	スポーツ推進計画策定委員会設置要綱改正	
平成 30 年 6 月	総合調整会議（報告）	策定の概要・スケジュール
平成 30 年 6 月	議会説明	策定の概要・スケジュール
平成 30 年 6 月	教育委員会説明	策定の概要・スケジュール
平成 30 年 12 月	第 1 回スポーツ推進計画策定委員会	【協議項目】前期進捗・アンケート内容等
平成 31 年 2 月～	市民アンケート 発送 ～ 集約	対象市民 2,000 人
令和元年 10 月	第 2 回スポーツ推進計画策定委員会	【協議項目】アンケート結果報告・第 2 期計画素案
令和元年 11 月	総合調整会議（報告）	スケジュールの修正
令和元年 12 月	議会文教福祉常任委員会、議会説明会	スケジュールの修正
令和元年 12 月	第 3 回スポーツ推進計画策定委員会	【協議項目】第 2 期計画（案）
令和 2 年 2 月	第 4 回スポーツ推進計画策定委員会	【協議項目】第 2 期計画（案）
令和 2 年 2 月	総合調整会議（概要報告）	
令和 2 年 3 月	概要報告 議会・教育委員会	
令和 2 年 4 月	パブリックコメント実施	
令和 2 年 5 月	第 2 期計画案の調整（修正・加筆等）	
令和 2 年 5 月	第 5 回スポーツ推進計画策定委員会	【協議項目】第 2 期計画（案）
令和 2 年 6 月	第 2 期栗東市スポーツ推進計画（案）策定	
令和 2 年 6 月	総合調整会議（報告）	
令和 2 年 6 月	議会説明会（報告）	
令和 2 年 6 月	教育委員会（協議）	
令和 2 年 6 月	第 2 期スポーツ推進計画 施行（策定終了）	

## 栗東市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、栗東市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市内のスポーツ活動を行う団体等から専門的かつ幅広い意見を反映させるため、栗東市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織及び役割)

第2条 委員会は、別に定める団体の代表者等により組織し、次号に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 計画(第2期)の策定に関すること
- (2) その他計画に関すること

### (委員)

第3条 委員会は、次に掲げる団体の推薦等による委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者(1名)
- (2) 公益財団法人栗東市スポーツ協会(1名)
- (3) 栗東市スポーツ推進委員協議会(1名)
- (4) 栗東市スポーツ少年団(1名)
- (5) 栗東市健康推進員連絡協議会(1名)
- (6) 栗東市内総合型地域スポーツクラブ(1名)
- (7) 栗東市自治連合会(1名)
- (8) 公益社団法人栗東青年会議所(1名)
- (9) 滋賀県障害者スポーツ協会(1名)
- (10) 小・中学校(1名)
- (11) 幼児園(幼稚園・保育園)(1名)
- (12) 公募委員(2名)

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画(第2期)の策定が完了するまでとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の円滑な運営を図るため、連絡調整機関として栗東市スポーツ推進計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

3 連絡会議は、計画に基づきスポーツを推進する関係課の職員をもって構成する。

4 連絡会議の委員は、教育長が指名する。

### (庶務)

第6条 委員会及び連絡会議の庶務は、教育委員会スポーツ・文化振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。